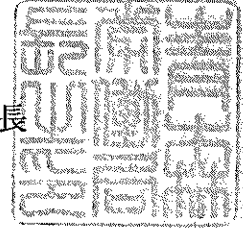


青勞発基 0528 第 9 号  
平成 27 年 5 月 28 日

一般社団法人 青森県建設業協会長 殿

青 森 労 働 局 長



建設工事における労働安全衛生法の遵守及び労働災害防止について（要請）

労働基準行政の推進につきまして、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当局及び各労働基準監督署におきましては、建設工事における労働安全衛生法の遵守及び労働災害防止を図らせるため、建設工事に係る監督指導を実施しているところですが、この度、平成 26 年度における当該監督指導結果（木造家屋等低層住宅建築工事以外の分）を別紙のとおり取りまとめたところです。

平成 26 年度における当該監督指導結果によりますと、多くの建設工事において労働安全衛生法違反が認められ、また、死亡災害等重篤な労働災害の発生原因となり得る違反も多く認められたところです。

つきましては、貴殿におきまして、貴団体の会員事業場等に対し、別紙の内容について周知させていただきますとともに、建設工事における労働安全衛生法の遵守及び労働災害防止のために必要な下記の措置等の実施を指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 元方事業者について

- (1) 関係請負人に対して労働安全衛生関係法令違反をしないよう必要な指導等を行うこと。
- (2) 協議組織の設置・開催、関係請負人との連絡・調整、作業場所の巡視等を行うこと。
- (3) 足場等について、関係請負人に使用させるときは、労働災害を防止するための必要な措置を講ずること。



年月担当:  
6. 2

情報共有 (処理済/不要)  
スケジュール(入力済/不要)

2 車両系建設機械について

- (1) あらかじめ作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行うこと。
- (2) 接触危険箇所に労働者を立ち入らせないこと、又は誘導者を配置して誘導させること。
- (3) 荷のつり上げ等の主たる用途以外の用途に使用しないこと。
- (4) 定期（1年及び1か月以内ごとに1回）自主検査及び作業開始前点検を行うこと。

3 墜落防止について

高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落危険箇所に、囲い、手すり、覆い等を設けること。

4 通路・足場について

- (1) 足場の高さ2メートル以上の作業床に、手すり等を設けるなどの必要な措置を講ずること。
- (2) 作業場に通ずる場所及び作業場内に、安全な通路を設けること。

担当

労働基準部 監督課

電話 017-734-4112

## 平成26年度建設工事(木造家屋等低層住宅建築工事以外)監督指導結果

## 1 監督指導の状況

建設工事の種別	土木工事	建築工事	合計
対象現場数	68	148	216
違反現場数	49	108	157
違反率	72.1%	73.0%	72.7%
作業停止等命令現場数 (違反現場に対する割合)	0 (0.0%)	21 (19.4%)	21 (13.4%)

土木工事については、68現場を対象に監督指導を実施し、そのうち49現場において労働安全衛生法違反が認められたため是正勧告等を行った。

建築工事については、148現場を対象に監督指導を実施し、そのうち108現場において労働安全衛生法違反が認められたため是正勧告等を行い、また、そのうち21現場において作業停止等命令の行政処分を行った。

土木工事・建築工事合計では、216現場を対象に監督指導を実施し、そのうち157現場において労働安全衛生法違反が認められたため是正勧告等を行い、また、そのうち21現場において作業停止等命令の行政処分を行った。

## 2 主な労働安全衛生法違反の状況(詳細は別添のとおり)

建設工事の種別	土木工事			建築工事			合計		
	該当 現場数	違反 現場数	違反率	該当 現場数	違反 現場数	違反率	該当 現場数	違反 現場数	違反率
元方事業者	53	32	60.4%	126	59	46.8%	179	91	50.8%
車両系建設機械	60	32	53.3%	41	18	43.9%	101	50	49.5%
墜落防止	17	3	17.6%	104	15	14.4%	121	18	14.9%
通路・足場	42	5	11.9%	115	25	21.7%	157	30	19.1%

土木工事については、元方事業者及び車両系建設機械に係る違反が多く、それぞれの違反が32現場において認められた。

建築工事については、元方事業者及び墜落防止・通路・足場に係る違反が多く、それぞれの違反が59現場及び40現場において認められた。

土木工事・建築工事合計では、元方事業者、車両系建設機械及び墜落防止・通路・足場に係る違反は、それぞれ91現場、50現場及び48現場において認められた。

なお、行政処分については、高所作業場所での作業停止等命令がほとんどであった。

また、項目ごとの具体的違反内容の例は次のとおりである。

## (1) 元方事業者

- ・ 関係請負人(下請事業者)に対して労働安全衛生関係法令違反をしないよう必要な指導等を行っていない。
- ・ 協議組織の設置・開催、関係請負人との連絡・調整、作業場所の巡視等を行っていない。
- ・ 足場等について、関係請負人に使用させるときに、労働災害を防止するための必要な措置を講じていない。

## (2) 車両系建設機械

- ・ あらかじめ作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行っていない。
- ・ 接触危険箇所に労働者を立ち入らせている、又は誘導者を配置して誘導させ

ていない。

- ・ 荷のつり上げ等の主たる用途以外の用途に使用している。
- ・ 定期(1年及び1か月以内ごとに1回)自主検査又は作業開始前点検を行っていない。

(3) 墜落防止

- ・ 高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落危険箇所に、囲い、手すり、覆い等を設けていない。

(4) 通路・足場

- ・ 足場の高さ2メートル以上の作業床に、手すり等を設けるなどの必要な措置を講じていない。
- ・ 作業場に通ずる場所及び作業場内に、安全な通路を設けていない。